

京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第181号

京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第18条中「環境局」を「環境政策局」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(環境局循環型社会推進部まち美化推進課)